

議案第3号 定款変更

第4条

(2) 特定非営利活動促進法の改正により NPO 活動が 17 項目から 20 項目に増え、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」が加わった。

(4) 昨年度の活動状況ふまえ、子供を対象とした事業にも取り組んでいく。

(助成対象が広がる)

第5条

従前は、特定非営利活動のみを行うこととしていたが、「事務受託」など特定非営利活動以外の「その他事業」に取り組むことができるようにするもの。

定款変更新旧対照表

条	新	旧	備考
第4条	<p>この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(2) <b>農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</b></p> <p>(3) 環境の保全を図る活動</p> <p>(4) <b>子どもの健全育成を図る活動</b></p> <p>(5) 経済活動の活性化を図る活動</p> <p>(6) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>	<p>この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(2) 環境の保全を図る活動</p> <p>(3) 経済活動の活性化を図る活動</p> <p>(4) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>(5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>	<p>法律で 17 分野が 20 分野に拡大されたことなどによる</p>

<p>第5条</p>	<p>この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動にかかる事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前条に掲げる活動に関する調査研究事業</li> <li>2 前条に掲げる活動に関する研修及び研修の場の提供事業</li> <li>3 前条に掲げる活動に関する経済的支援事業</li> <li>4 関係諸団体、行政機関、教育機関等との交流及び協力支援</li> <li>5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol> <p><u>(2) その他の事業</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>関係諸団体の事務受託に関する事業</u></li> <li>2 <u>その他森林資源の加工品を製造する事業</u></li> </ol> <p><u>2 前項第2号に掲げる事業は同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</u></p>	<p>この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動にかかる事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前条に掲げる活動に関する調査研究事業</li> <li>2 前条に掲げる活動に関する研修及び研修の場の提供事業</li> <li>3 前条に掲げる活動に関する経済的支援事業</li> <li>4 関係諸団体、行政機関、教育機関等との交流及び協力支援</li> <li>5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>幅広い事業に取り組むため「その他事業」項目を盛り込む</p>
------------	---	--	-----------------------------------